よしむら みき
吉村美紀
自民党 文京区議会議員・行政書士

【常任委員会】
・文教委員会 委員(2019 年 5 月～2021 年 6 月)
・建設委員会 委員(2021 年 6 月～2023 年 4 月)
・厚生委員会 委員長(2023 年 5 月～2025 年 6 月)
・総務区民委員会 委員長(2025 年 6 月～)
【特別委員会】
・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員（2019 年 5 月～2021 年 6 月）
・災害対策調査特別委員会 委員(2021 年 6 月～2023 年 4 月)
・子ども・子育て支援調査特別委員会 委員(2023 年 5 月～2025 年 6 月)
・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員（2025 年 6 月～）
・災害対策調査特別委員会 理事（2025 年 6 月～）
・2018/平成 30 年度決算審査特別委員会 委員
・2020/令和 2 年度予算審査特別委員会 委員
・2021/令和 3 年度予算審査特別委員会 委員
・2021/令和 3 年度決算審査特別委員会 副委員長
・2022/令和 4 年度予算審査特別委員会 委員
・2024/令和 6 年度予算審査特別委員会 委員
・2025/令和 7 年度予算審査特別委員会 委員

吉村美紀 一般質問

2026／令和 8 年 6 月 定例議会

2026 年 6月 5日 自由民主党文京区議会を代表し、
定例議会にて一般質問をいたしましたので、ご報告させていただきます。

自由民主党の吉村美紀です。令和８年６月定例議会にあたり、会派を代表して質問をさせていただきます。

私からは、

1. 中東情勢の緊迫化に伴う物価高騰対策について
2. 「こども性暴力防止法」施行に伴う区の対応について
3. 若者の孤独・孤立対策の充実について
4. 独居高齢者への支援体制の充実について
5. インターネットリテラシーの向上等への取組みについて
6. 自治体 DX の更なる推進について
7. 自転車走行ルールの周知徹底について
8. 困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について
9. 北朝鮮による拉致問題の小・中学校における啓発の促進について

以上９項目について質問させていただきます。区長、教育長の前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

1. 中東情勢の緊迫化に伴う物価高騰対策について

はじめに、**中東情勢の緊迫化に伴う物価高騰対策について**質問させていただきます。

私が区議会議員に就任してから、７年強の月日が経過いたしました。この間を思い起こせば、新型コロナウイルス感染症という未曽有の災禍が私たちの生命そして生活基盤をも崩壊させ、世界中をパンデミックに陥れたこと、そしてコロナ収束後においてもコロナ禍で受けた打撃が影響を及ぼし経済的にも苦しい状況に陥っていた皆さんの顔が浮かんできます。私自身、行政書士としても申請支援等をしてきた経験から、コロナ禍における経済支援策については何度も質問を繰り返させていただき、区には様々な経済支援策を打ち立てていただいたこと、感謝しております。

文京区では、区内店舗向けの経済支援策としてがんばるお店応援キャンペーンを定期的に開催していただいており、令和８年７月１日からも当該キャンペーンの実施が決まっております。がんばるお店応援キャンペーンは、一定の効果を発揮しているとは思いますが、区として当該キャンペーンをどのように評価しているのか、そして、今後の展望についてお聞かせください。

さて、今般の日本では「中東情勢の緊迫化によりガソリンを含む燃料価格」や石油を原料としている物品の価格が急騰しており、区内事業者の方からは今後を危惧する声も届いております。

今般の「中東情勢は、いまだに予断を許さない状況が続いています。今後も中東情勢の動向やそれを受けた原油価格」等の高騰状況を見極めながら、事態が長期化した場合も想定した上で支援の在り方を柔軟に検討していく必要があると考えますが、区のお考えをお聞かせください。

企業に対する行政支援として重要視されるのは、企業の生産性を向上させるような支援策を講じることです。

文京区では、企業の生産性向上に資する設備投資をするための補助金である、生産性向上設備を対象とした持続可能性向上支援補助金を創設しており、広く活用され、好評を博しているところです。もっとも、当該補助金は、補助対象事業以外の用途への転用の可能性がある設備、すなわちパソコン、タブレット、プリンタ等は対象経費から除外されております。実は、私への相談として数が多いのが、業務用としてパソコンを購入したい、という声です。デジタル社会において、パソコンは業務にも必須なアイテムとなっており、高額なパソコンを買い替えなければならないときに補助金で支援をしていただけたら助かるという区内事業者さんはたくさんいらっしゃいます。

今後、補助対象設備の拡充をしていただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

2. 「こども性暴力防止法」施行に伴う区の対応について

続きまして、「こども性暴力防止法」施行に伴う区の対応について質問させていただきます。

令和６年 11 月の本会議一般質問にて、「こども性暴力防止法施行に伴う文京区への影響について」質問させていただきました。その際に、いわゆる通称「日本版ＤＢＳ」制度の周知徹底や、区によるフォローアップ体制構築について質問させていただきましたが、当時は国が作成するガイドラインもまだ示されておりませんでした。その後、同法の施行は令和８年 12 月 25 日に決まり、本年に入ってからは国のガイドラインも公表されました。ガイドラインは頁数も 340 頁とそれなりに多く、目次だけでも７頁もあります。それぞれの施設がこの内容を正確に理解するためには、区による周知啓発及び指導が重要であると考えます。そこで、同法の施行が約半年後に迫る現時点において、文京区における現状及び今後の取組みについて再度確認させていただきます。

本制度は、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けるというものです。これは、児童対象性暴力等が、児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであるため、児童対象性暴力等の防止措置を講ずる必要性が高いという立法事実に基づくものです。

本制度開始後、対象事業者は、従事者に、性犯罪前科の有無を確認することが求められます。また、性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。この場合、こどもに接する業務に就かせ続けることはできなくなります。

本制度により、学校、認可保育所等は、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組みが義務となります。それ以外の放課後児童クラブ、学習塾等は、国が認定をすることで制度の対象となります。国が認定した事業者は、こども家庭庁のウェブサイト上で公表され、「認定マーク」を広告等に使えるようになります。それにより、区民は性暴力防止の取組みをしている事業者を選べるようになるため、区として、当該施設が認定制の適用を受けるように促進していただきたいと思います。

制度の対象とされる施設においては、制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前の今から、採用選考の際には誓約書等にて求職者の性犯罪前科の有無を確認しておく必要もあります。

また、本制度の実効性を確保するためには、区は性犯罪歴の確認手続、照会方法、チェック体制、対象施設の従業員に性犯罪歴が確認された時の対応を検討しておく必要もあります。

先ほど述べたように、法律上当然に対象となる施設と、認定制により対象となる施設とが存在しますが、それら施設の中でも、指定管理者制度が導入されている施設や区から補助金を受けてこども関連事業を行う団体等、当該施設の運営主体は様々であり、指導及び支援体制の整備についても個別具体的に検討していく必要があります。

区として、同法の施行に合わせて現状どのような準備をしているのか、今後の展望もお聞かせください。

小児性愛による性犯罪者は、自己では抑え切れない衝動により再犯を犯してしまいがちであり再犯率も比較的高いことが認められます。文京区のこどもたちを犯罪から守るためにも、同法施行に向けて、十分な周知を行い、対象となる事業者に必要な準備を進めてもらうと共に、こどもや保護者を含めて、本制度への理解を深め、社会全体として、こどもに対する性暴力は許さないという機運を醸成していくことが必要です。区の取組みに期待しております。

3. 若者の孤独・孤立対策の充実について

続きまして、若者の孤独・孤立対策の充実について質問させていただきます。

現代社会においては、社会構造の変化により家族や地域、会社等における人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況が生じています。

内閣府が令和６年度に実施した「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」によると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、２０歳から２９歳が 7.4%と最も高く、次いで 30 歳から 39 歳の 6.0%となっており、こどもの自殺者数は令和元年に 399 名であったのが、令和 7 年では 532 名と増加しており、高止まりしている状況です。

こうした状況は、まさに現代の社会問題となっており、地方自治体としてもこれらの問題に真正面から向き合い、適切な対策を講じる必要があると考えます。

このようなことから、文京区でも、令和８年８月より若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」が実施される予定ですが、当該事業は文京区在住の若者を対象に、若者が自由に過ごすことができる非日常空間での居場所事業として展開するものです。当該事業が、若者の孤独・孤立を解消する一端を担ってくれることを期待しております。

若者が当該空間にて居心地の良さを感じ、またその場所に来たいと思ってくれるような居場所作りをすることが重要であると考えますが、区として具体的にどのような演出をしていくのか、今後の展望について区のお考えをお聞かせください。

街区公園、駅前広場等、身近な公共空間を孤独・孤立対策の場として活用していくことも重要な視点であると考えます。

例えば、姫路市では、兵庫県立大学との共同研究の一環として、子育て世代の孤独・孤立を予防するために、街区公園にて「木かげじかん」という事業を展開しています。孤独・孤立対策を「参加してください」から始めず、「木陰でゆっくりしませんか」から始めるというものですが、「まちなかで自分時間を過ごせる場所づくり」は、心の回復、認知の変化、ゆるやかな社会接点を生み、孤独・孤立の予防インフラとなる潜在力を持っているとのことです。

文京区においても、屋内のみならず、屋外での交流イベントも企画してみたらいかがでしょうか。軽い運動となるようなウオーキングを企画してみても良いかもしれません。区のお考えをお聞かせください。

また、相談窓口の充実は勿論ですが、相談に至る前段階にて若者が気軽に自分の思いを口にできるような空間の整備が大切だと思います。オンライン等も駆使して、是非ご検討いただきたいと思っております。

文京区において、孤独・孤立を感じている若者の居場所づくりを更に推進していただければと思います。

4. 独居高齢者への支援体制の充実について

続きまして、独居高齢者への支援体制の充実について質問させていただきます。

家族の在り方が時代の流れと共に変容し、独居高齢者の数も増えてきているものと思われます。独居高齢者の中には、ご家族が遠方にお住まいの方もいらっしゃれば、身寄りのない方もいらっしゃいます。特に、身寄りのない独居高齢者の場合、身近に相談できる人がおらず孤独・孤立状態に陥ってしまいがちです。

文京区では、「ひとり暮らし等の見守り事業」として、高齢者宅の電球を通信機能も備えたLED電球に交換し、点灯が24時間無い場合には見守りを行う方へメールで異常をお知らせするという、高齢者見守りあんしん電球サービスの実施や、緊急時に適切な対処ができるよう緊急連絡先等を記入したカードを区及び民生委員等が共有するという、緊急連絡先カードの設置等をしております。これらの取組みは非常に重要であると考えますが、緊急連絡先カードの設置については、緊急連絡先として書ける人がいないというご相談を受けたこともあります。そのような高齢者も増加していくことが予測され、今後の課題であると考えます。

「ひとり暮らし等の見守り事業」の利用状況及び今後の展望、そして当該事業の周知について、区としてどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

私は行政書士でもあるため、身寄りのない独居高齢者の方からいわゆる終活についてご相談をされることも多いです。ご相談の内容は、遺言、死後事務委任契約、任意後見契約、成年後見制度について等です。

高齢者の方の中には、もしも自分が認知症を発症してしまったらどうしたら良いのか等、不安に感じている方も数多くいらっしゃいます。特に、独居高齢者の場合にはその不安がさらに大きくなることでしょう。

認知症施策の推進については、私自身これまでに質問を重ねているところですが、文京区における令和6年度末の高齢化率は18.6%であり、今後も高齢者人口の増加が予想される中、認知症を発症する方も増加してくるものと思われます。

特に、身寄りのいない独居高齢者においては将来的に認知症を発症してしまう等の事態をも想定して、事前に任意後見契約を締結しておくことも有用であると考えます。

また、自身が亡くなった後の諸手続をしてもらう人を生前に決めておく必要があることから、死後事務委任契約を生前に締結しておく、若しくは、遺言書に遺言執行者の任務として記載しておく等の方策が有用です。

これらの基礎知識を理解したうえで、自らが適切に取捨選択の判断ができるよう、そのような知識の啓発講座等をより充実していただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

5. インターネットリテラシーの向上等への取組みについて

続きまして、インターネットリテラシーの向上等への取組みについて質問させていただきます。

私たちの日常生活において、インターネットは欠かせない存在です。今のこども達は小さいころからインターネットに親しみ、活用しています。そのため、インターネットリテラシー教育の重要度は増しています。それはこどもだけに限らず、大人であっても同様です。全ての世代の方々が、インターネットがもたらしうるデメリットを正確に理解したうえで、活用する必要があります。

また、近年では、インターネットを媒介して闇バイトに応募して、犯罪行為に手を染めてしまう若年層の存在も社会的問題となっております。インターネット上にはこのような危険が潜んでおりますので、危険に遭遇した場合の対処方法についても学んでおく必要があると考えます。

このようなことから、学校教育の現場でインターネットリテラシー教育を更に推進していただきたいと思っておりますが、それ以外にも、区民に対するインターネットリテラシー啓発講座等を定期的に開講し、注意喚起を促すべきであると考えますが、区のお考えをお聞かせください。

また、SNS にて誹謗中傷等の攻撃を受けた際には、発信者情報開示請求等の手法を用いて正式に抗議するべきであると考えますし、決して泣き寝入りすることなく、闘うことのできる知識を区民が身につけることも必要であると考えます。そのため、そのような内容の啓発講座も実施していただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

6. 自治体 DX の更なる推進について

続きまして、自治体 DX の更なる推進について質問させていただきます。

文京区では、行政手続の負担軽減策として「書かない窓口」への取組みを推進していただいているところではありますが、「行かない窓口」である自治体 DX についてもさらに推進していただきたいと思っております。

文京区における行政手続は、主として logo フォーム、そしてマイナポータルや LINE を活用したオンライン申請が実装されているところです。区の窓口で行われている行政手続の総数は 2,450 件と非常に多く、それに比して、オンライン化手続数でみると区におけるオンライン化率は未だかなり低い数字となっているのが現状です。確かに、行政手続は膨大な数が存在しており、手続の種類によっては年に数回程度の手続から、毎日のように手続が発生するものまで、その内容は様々です。手続数が極端に少ないものまですぐにオンライン化しろとまでは言いませんが、手続数が多いもの等は早急にオンライン化をしていただければと思います。

行政手続のオンライン化は、区民の利便性に資する大切な取組みです。是非積極的に進めていただきたいと思っているのですが、区として、今後オンライン化を進めて行く上でどういう点を重視して取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

7. 自転車走行ルールの周知徹底について

続きまして、自転車走行ルールの周知徹底について質問させていただきます。

令和８年４月１日から自転車にも交通反則通告制度が導入されました。交通違反をした際に手続の中で発行される交通反則通告書を「青切符」と呼びますが、自転車の青切符の対象は 16 歳以上の自転車運転者です。

自転車走行のルールを学ぶ場として、小学校及び中学校では安全教育という形で実施されており、また、高齢者においては高齢者クラブにて交通安全を学ぶ場が設けられております。是非、今後も積極的に展開していただきたいと思っております。

しかしながら、複雑化している自転車走行ルールについてこども及び高齢者以外の者が学び直す機会は少なく、不安に感じている自転車利用者もいると思われます。SNS やインターネット媒体を活用して、それらの者が学ぶ場の提供を積極的に展開していただきたいと思っております。

知識のインプットは、アウトプットと共に行うと定着しやすくなると言われておりますので、例えば、SNS やインターネット上にて Q&A 方式により自転車走行ルールを出題し、区民が気軽に自転車走行ルールを学ぶ場を創作してみたらいかがでしょうか。警視庁のホームページでも、自転車の通行方法等に関する○×クイズを掲載しておりますので、区のホームページにも当該ページのリンクを張っていただく、若しくは区独自のオリジナル問題を作成して区のホームページ上に掲載する等をしていただきたいと思っております。知識は一定期間が経過したら薄れてきてしまうものなので、区民に定期的に勉強を継続していただくためにも、区が問題を作成し掲載する際には、一定期間が経過した後は問題を一新する等工夫もしていただければと思います。区のお考えをお聞かせください。

また、令和８年度重点施策として、ショート動画による安全な自転車利用啓発事業を実施いたしますが、ショート動画を活用した広報活動はより多くの視聴者の目に留まりやすいと考えますので、重要な取組みです。区として、どのような動画を発信していくのか、今後の展望についてもお聞かせください。

8. 困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について

続きまして、困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について質問させていただきます。

令和７年 11 月の本会議一般質問にて、複合的な課題を抱える女性の相談支援について質問させていただきました。重層的支援体制整備事業等、庁内連携を更に緊密にしていただき、引き続きしっかりと取り組んでいただければと思っておりますが、区として、現状の取組み状況についてお聞かせください。

ところで、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は第８条３項にて、市区町村に対し、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画である市町村基本計画を定めることを努力義務として規定しております。

文京区においても、市町村基本計画の策定をしていただき、より実効性のある施策を策定していただければと思っているのですが、今後の展望について区のお考えをお聞かせください。

9．北朝鮮による拉致問題の小・中学校における啓発の促進について

続きまして、北朝鮮による拉致問題の小・中学校における啓発の促進について質問させていただきます。

自由民主党青年局では、「拉致問題を絶対に風化させない」という決意を持って、北朝鮮による拉致問題の解決に向けた国民世論の喚起を目的に、47 都道府県で「全国一斉街頭行動」を毎年実施しております。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題です。 日本政府は、これまでに、帰国した５名を含む 17 名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、この他にも、拉致の可能性を排除できない事案が多数存在しています。

日本政府としては、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、引き続き、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす姿勢を示しているところです。しかしながら、拉致被害者５名が帰国を果たした平成 14 年 10 月から今日までの間には非常に長い月日が経過しており、家族会や救う会からは拉致問題の風化を心配する声がでています。

拉致問題の解決のためには、日本国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意思を示すことが力強い後押しとなります。特に、これまで拉致問題に触れる機会の少なかった若い世代の理解・関心を高めることが重要な課題となっています。

政府拉致問題対策本部が作成したアニメ「めぐみ」の積極的活用等について、令和８年２月 25 日に、拉致問題担当大臣と文部科学大臣の連名で、各都道府県教育委員会等に対し通知を発出し、協力を要請しています。各学校にて、これらの映像コンテンツ等を活用した拉致問題に関する授業が実施されることにより、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持ってもらうことが必要です。文京区の教育委員会及び各学校へ周知を図っていただき、文京区でも学校教育の中で拉致問題について取り扱っていただきたいと思います。

文京区では、北朝鮮の拉致問題に関する授業をどのくらいの学校が実施しているのか区として把握はされているのでしょうか。また、授業内容については、例えば広島市では、中学校全学年を対象とした道徳の授業にて家族愛を主題として拉致問題を取り扱っていますが、区としては、どのような授業内容にて拉致問題に関する授業を展開しているのでしょうか。お聞かせください。

結びになりますが、区民の皆さまの中には、「自分が何を言っても政治は変わらない」、「政治は自分とは遠いところにあるものである」、と感じている方々も一定数いらっしゃると思います。この国を、この街を、自分が創っていくのだという思いで、政治に向き合っていただきたい、政治を身近なものとして捉えてもらいたい、区民の皆さまに政治を身近に感じてもらいたい、その一心から、私自身、区議会議員としての日々の活動を各ＳＮＳにて毎日発信しているところです。

議員の本質は議会活動である、その思いを忘れずに、議会活動、そして地域活動の双方を引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上より、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

以上

自民党

よしむら　みき

吉村美紀

文京区議会議員・行政書士

【常任委員会】

・文教委員会 委員(2019 年 5 月～2021 年 6 月)
・建設委員会 委員(2021 年 6 月～2023 年 4 月)
・厚生委員会 委員長(2023 年 5 月～2025 年 6 月)
・総務区民委員会 委員長(2025 年 6 月～)

【特別委員会】

・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員（2019 年 5 月～2021 年 6 月）
・災害対策調査特別委員会 委員(2021 年 6 月～2023 年 4 月)
・子ども・子育て支援調査特別委員会 委員(2023 年 5 月～2025 年 6 月)
・自治制度・地域振興調査特別委員会 委員（2025 年 6 月～）
・災害対策調査特別委員会 理事（2025 年 6 月～）
・2018/平成 30 年度決算審査特別委員会 委員
・2020/令和 2 年度予算審査特別委員会 委員
・2021/令和 3 年度予算審査特別委員会 委員
・2021/令和 3 年度決算審査特別委員会 副委員長
・2022/令和 4 年度予算審査特別委員会 委員
・2024/令和 6 年度予算審査特別委員会 委員
・2025/令和 7 年度予算審査特別委員会 委員